

2022(令和4)年度 第4回公共図書館部会幹事会記録

- ・日時 2023(令和5)年2月28日(火) 午後2時～4時15分
- ・場所 日本図書館協会会館及びZoom並びに書面決議による会議
- ・幹事現員数 16名
(会場出席幹事3名、Zoom出席幹事11名、議決権行使2名)
- ・会場出席幹事3名：小田部修一(茨城県立図書館：部会長)、平松哉人(愛知芸術文化センター愛知県図書館：副部会長)、大賀浩一(大阪府立中央図書館：副部会長)
Zoom出席幹事11名：佐藤禎人(青森県立図書館)、藤岡宏章(岩手県立図書館)、宇梶宏美(栃木県立図書館)、尾崎尚子(さいたま市立中央図書館)、浦部文子(堺市立中央図書館)、森脇宏介(島根県立図書館)、小池照雄(愛媛県立図書館)、柴田憲志(北九州市立中央図書館)、安宅仁志(個人会員選出：以下同じ)、水澤弘幸、堀渡
- ・議決権行使幹事2名：
酒井雅洋(石川県立図書館)、大谷修一郎(熊本市立図書館)
- ・事務局：鈴木隆(日本図書館協会副理事長)、高橋正名(日本図書館協会専務理事)、磯田夏実(日本図書館協会総務部)

会議開催前に植松貞夫日本図書館協会理事長から挨拶があった。

続いて、小田部部会長から挨拶及び茨城県内の様子の報告があった。

部会規程第10条第6項により、小田部修一部会長が議長となり議事を進めた。各幹事から自己紹介及び県内図書館の状況報告をいただいた。それにより、部会規程第10条第7項の幹事会開催要件、幹事の出席過半数を超えていることを確認した。その内訳は会場出席3名とZoom出席11名及び議決権行使2名の確認をし、幹事会の成立を議長が宣言した。

- 1 議案第1号 2023年度公共図書館部会事業計画(案)及び2023年度部会経費収支計画書(案)について、原案どおり賛成多数で承認された。
- 2 議案第2号 2023(令和5)年度公共図書館部会第1回幹事会及び部会総会の日時及び場所並びに目的事項と開催方法について、総会については書面決議を行うこととし、開催時期の状況に応じて、時期や開催方法は、新年度幹事による書面決議で最終的に決定する提案があった。また、

幹事会は2023年5月19日(金)10時から協会2階研修室で対面式とZoomを併用のハイブリット方式で行う提案があった。これらを原案どおり賛成多数で承認された。

- 3 議案第3号 全国公共図書館研究集会開催地区(案)及び開催にあたっての留意点(案)は、開催にあたっての留意点(案)について事務局提案時に「実行委員会」と記載されていた「3 経費」、「4 主な開催例(1)」、「4 主な開催例(2)」を「実行委員会等」に、また留意点(案)の日付の「2023年1月」を「2023年2月」に修正して提案された。

原案とおり賛成多数で承認された。

- 4 幹事変更の方は冒頭でごあいさつをいただいているが、変更等に触れていない方のあいさつをいただいた。

- 5 報告事項は、別紙資料により事務局から報告があった。

報告1は次のとおり。2023(令和5)年度公共図書館部会役員体制については資料8で現状を確認し、引継ぎを行うことを確認した。資料9、資料10は2022年6月9日の部会総会にて議決されているものを再度確認した。

報告2は2022(令和4)年度事業報告(案)は、第4回幹事会までのものとして報告された。特に2(4)の緊急議案については急遽当初計画を中止して行ったため、現状の回答状況などの報告があった。

報告3は、例年報告している地方交付税、指定管理者制度の導入図書館はURLを紹介した。また、著作権法改正関連も日本図書館協会の著作権委員会HPを案内した。拉致問題に関する図書充実の協力等要請について、部会通信もURLを紹介した。

- 6 事務局からの調査事項(2023年4月以降の代議員変更、幹事変更、都道府県立図書館長異動調査など)を依頼する旨の紹介があった。

- 7 図書館災害のためのチャリボン寄附の3月強化月間への周知協力について報告があった。(チャリボンとは古本の買取りの仕組みを活かして図書館への災害の助成経費とする仕組み)

- 7 著作権法改正に伴う図書館の公衆送信について、各図書館での検討状況について紹介があった。事務局から協会の取組みについて報告があった。2021年10月から図書館関係団体及び権利者出版社関係団体による関係者協議会で検討している。関係者協議会は、全体会と4つの分科会

からなり、検討概要は協会のメールマガジンやホームページに掲載している。また、昨年9月と10月に図書館向けに説明会を開催した。公衆送信サービスの根幹となるガイドラインは年度内にまとめたいということで動いている。なお、特定図書館等に向けた研修会を行うことを検討しているが、開催時期は未定。

愛知県図書館からは次の報告があった。本県では、全国の都道府県図書館及び国立国会図書館にアンケート調査を実施した。実施する時期が確定とした館は3館、時期未定とした館は23館、全く未定が20館という結果だった。近々、結果をフィードバックさせていただく。いくつかの課題については、文部科学省に要望を出しており、全国公共図書館協議会からは、図書館ごとに利用者の利用申請から本人への補償金確定までのシステムを個別に構築することは不合理であり、事務処理軽減のために全国統一システムの構築が必要である旨を文部科学省に要望したが、現在のところ明確な回答はない。また、全国都道府県知事会からも、補償金の額が郵送サービスと比して著しく高額なうえ、利用者の負担増につながることで、また、算定基準があいまいなので、現場で混乱を招くこと等を意見として提出した。その他にも自治体側として利用者からの補償金の徴収根拠となる条例の整備、手数料の検討が必要である。今後も、日本図書館協会公共図書館部会において、情報の共有をしっかりと行い、制度の運用について前向きな議論の場となることを期待している。

8 新型コロナウイルス感染症の対応について、マスクの着用制限緩和に伴う日本図書館協会のガイドラインの改正の有無、発出時期について質問があり、事務局から2023年3月13日のマスク対応の変化に応じてガイドラインを修正する予定であることを報告した。今後についても公共図書館が困らない対応をしていきたいと回答した。

9 今年度末に退任される方から挨拶をいただいた。

以上をもって、散会した。

補足) なお、8のガイドラインについては、日本図書館協会ウェブサイト「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づいた更新内容を、掲載しています。ご参照をお願いいたします。

https://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=6854